

2015年5月25日

「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」(案)についての意見案

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

(別表) 農林水産省が必要としているレギュラトリーサイエンスに属する研究【植物防疫分野】について、意見1～3を述べます。

意見1

輸入植物全般を対象とした「植物検疫くん蒸剤(臭化メチル)の代替剤の開発」においては、国際的な調和の観点から放射線照射処理を活用する必要があるのではないか。

理由1

放射線照射処理は国際的に認知された植物検疫処理となっている。SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)において、食品の衛生に関する国際基準としてコーデックス国際食品規格があるように、植物防疫の分野では、国際植物防疫条約(IPPC)が定める「植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)」が存在する。

2003年には「放射線照射を植物検疫処理法として利用するための指針(ISPM#18)」が採択され、放射線照射処理は国際的に認知された植物検疫処理となっている。

オゾン層破壊物質である臭化メチルの使用削減に向け、国際的にも放射線処理に代替技術としての大きな期待が寄せられ、「規制有害動植物に対する植物検疫処理(ISPM#28)」の付属書で個別の検害虫の具体的な消毒処理基準としての最低吸収線量が設定されている。

意見2

そのために、植物検疫くん蒸剤(臭化メチル)の代替法としての放射線処理技術の評価を行うとともに、食品衛生法の改定を行う必要があるのではないか。

理由2

日本においては馬鈴薯以外の食品への放射線照射は食品衛生法で禁止されている。海外で照射処理されたものの輸入も食品衛生法で禁止されている。このことが、WTOのSPS協定において「科学的知見に基づいて施策を決定すべき」とされているにも拘らず、植物検疫くん蒸剤(臭化メチル)の代替法として放射線処理を活用することの妨げとなっている。

食品照射は、毒性学的・微生物学的安全性および栄養学的適格性の観点から最もよく検討された食品処理技術であり、意図した技術上の目的を達成するために適正な線量を照射した食品

はいかなる線量でも適正な栄養を有し安全に摂取できる(WHO、1997)、安全性に関して喫緊の懸念事項はない(EFSA、2011)とされ、Codex 規格や ISO などの国際基準・規格が整備されている。

植物検疫くん蒸剤(臭化メチル)の代替技術の開発の必要性の観点から、また国際的な調和の観点から、本研究の成果を踏まえ、食品衛生法の改定に向け、関係省庁の間で協議を行う必要があるのではないかと考えられる。

意見 3

さらに、農林水産省で実施中の課題「クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発」においても、温湯処理や氷蔵処理に加えて放射線処理も含めた幅広いオプションの物理的処理技術の検討を行うべきではないかと考えられる。

理由 3

すでに述べた通り、放射線照射処理は国際的に認知された植物検疫処理技術であり、オゾン層破壊物質である臭化メチルの使用削減に向け、代替技術としての大きな期待が寄せられている。

一方、日本国内のクリシギゾウムシ防除のために、植物検疫用途でないにもかかわらず平成 24 年度までは臭化メチルによるクリのくん蒸処理が行われていた。現在は、ヨウ化メチルを使用しているが、コストが高いため、代替技術として温湯処理や氷蔵処理などの物理的処理技術を研究中とのことである。しかし、放射線照射処理については検討されていないようである。

日本において、食品衛生法によって馬鈴薯以外の食品への放射線照射が禁止されていることを理由に、クリシギゾウムシ防除技術の開発において放射線処理技術を最初から除外しているとすれば、レギュラトリーサイエンスに属する研究推進の観点からは不適切ではないかと考えられる。放射線処理を含めた幅広いオプションの物理処理を検討した上で、放射線の有効性が確認された場合は、食品衛生法の改定に向け、関係省庁の間で協議を行う必要があるのではないかと考えられる。

以上